相談室だより

テーマ｜発達障害と合理的配慮

11月号
R8年度

捉え方や感じ方には、一人ひとり違いがあります。学校生活で困ることがあっても、環境や伝え方の工夫で学びやすくなる場合があります。
もし、困っていることがあれば、学生相談室で一緒に考えてみませんか。

今月の担当
学生相談室カウンセラー
張　領太

発達障害って？

発達障害とは、脳の働き方の違いによって、ものの感じ方や考え方、行動、学び方などに特性がみられる状態です。困りごとは一人ひとり異なり、周囲の環境によっても変わります。

ASD（自閉スペクトラム症）
対人関係やコミュニケーション、興味・行動のパターン、感覚の受け取り方などに特徴があります。



ADHD（注意欠如・多動症）
注意の調整、忘れ物、段取りなどに困ることがあります。



SLD（限局性学習障害）
読む・書く・計算するなど、特定の学習に困難があります。



○特性も得意なことも人それぞれ、同じ診断名でも必要な支援は違います。大切なのは「何に困り、どうすれば学びやすいか」を一緒に考えることです。

合理的配慮ってなに？

合理的配慮とは、障害のある学生が、学校生活や学習の中で直面する「社会的な障壁」を取り除くための調整や工夫のことです。希望を踏まえ、学校と話し合って内容を決めます。

（例えば）

- 座席の位置に関して
- 板書の仕方や話し方に関して
- 教材に関して
- 試験やレポートに関して
- 相談や連絡に関して



まずは相談から

診断がなくても、学びにくさや学校生活の困りごとは相談できます。
「何をお願いできるか分からない」という段階でも大丈夫です。
まずは、学生相談室で相談してみましょう。



合理的配慮はどうやって決まるの？

1. 相談・申し出
2. 困りごとや希望の確認
3. 本人と学校が対話
4. **双方が合意して決定**
5. 必要な教職員に共有し、配慮を実施
6. 効果を確認し、必要なら見直し

※申請方法・必要書類は学生相談室にご確認ください。

情報の共有

あなたの気持ちも大切にします

合理的配慮を進める際には、本人の意向や必要性を確認しながら、支援に必要な範囲で教職員に共有します。
「友達には知られたくない」「どの先生に伝わるのか気になる」といった不安も、遠慮なく相談してください。